

県南広域振興局長告示第121号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成24年県南広域振興局長告示第155号）で告示した奥州市江刺原体特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成30年10月26日

県南広域振興局長 細川 倫史

変更後の奥州市江刺原体特定猟具使用禁止区域の区域

奥州市内の国道397号と林道沢田前線との交点を起点とし、起点から国道397号を西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道石原線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道羽田幹線との交点に至り、同点から作業道を北に進み伊手川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南西に進み人首川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北に進み市道力石御免線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道石原線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道玉里水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道稻荷新田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み農道581号線との交点に至り、同点から同農道を南東に進み林道沢田前線との交点に至り、同点から同林道を南東に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域